

姫路市教育委員会会議録（令和3年5月）

- 日 時 令和3年5月24日（月）午後1時30分から
- 場 所 教育委員会会議室
- 開 会（午後1時30分）
 - 日程第1 会議録署名委員の指名等
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議事
 - 議案第11号 姫路市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第4 報告
 - 1 夜間中学（中学校夜間学級）の状況について
 - 日程第5 その他
- 出席者（委員）西田教育長、山下委員、松本委員、森下委員、角谷委員
（事務局）峯野教育次長、平田教育総務部長、竹田教育企画室長、原田学校教育部長、
福永生涯学習部長、殿垣総務課長、宮崎教育企画室主幹、柳田生涯学習課長、
小野教育企画室係長
（書記）簗島総務課課長補佐、島田総務課主任

○ 議事の内容

教育長

- ただいまから臨時の教育委員会会議を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、会議は成立いたしております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により角谷委員を指名します。
- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとしたいと思っております。
これに御異議ございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事及び日程第4 報告に入りたいと思いますが、議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。
- 報告事項の1は、議会に報告する事項であり、会議規則第15条第6号に規定する公開が不適当な事件に該当するため、非公開とすることが適当であると考えます。
- また、同報告事項の会議録につきましては、会議規則第13条第4項の規定に基づき、市議会文教・子育て委員会における審議等の後に公表したいと考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、報告事項の1は非公開と決定します。また、同報告事項の会議録については、市議会文教・子育て委員会での審議等の後に公表することと決定します。

教育長

- それでは、
議案第11号 姫路市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

- (生涯学習課長 議案第11号について説明)
「姫路市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則の制定」について御説明いたします。
「1 改正の理由」でございますが、青少年センターで公共施設予約システム

を導入し、オンラインでの予約を可能にいたします。これに伴い、センター内の有料施設の予約期間を変更するものでございます。

予約期間を変更する理由につきましては、姫路市立公民館や体育施設のような他の小規模な施設の予約開始日は約2～3か月からとしています。現行の条例規則で定める予約期間では約5, 6か月前からとしています。現在の利用実績から約3か月前からの利用申請で十分と見込めます。また、本来の青少年センターの設置目的である青少年の健全育成という趣旨に沿った青少年団体の優先利用を図るため、一般の方の利用は7日前からの予約開始とするものでございます。

「2 改正の内容」につきましては、

青少年センターの有料施設の予約開始日を、教育委員会が青少年育成のために定める要件に該当する登録団体は、使用期日の「属する月の6か月前の月の初日」から「属する月の3か月前の月の初日」とし、その他一般の方は、使用期日の「属する月の5か月前の月の初日」から使用期日の「7日前」からとするものでございます。

「3 施行期日」につきましては、令和3年7月1日から施行することとしております。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

利便性の向上を図るとして、これまで6か月前に予約できていたものが、3か月前からしか予約ができないのは、明らかに利便性の向上ではないと思います。その他一般の方の予約を7日前からに改正するのは良いと思いますが、各種団体の予約を3か月前からとすると、スケジュールが組みにくくなって、明らかに利便性の低下だと思えます。

現状で、3か月前から6か月前の予約は全体の何%ですか。

(答)

その間の予約はほとんどなく、数週間前の予約になっています。大きなホールであれば何か月も前から予約されていますが、青少年センターの創作ルーム等は小規模で、利用者の多くは音楽やダンスの練習を目的としており、何か月も前から予約するよりも使用日近くになってからの予約が一般的です。

(問)

あえて3か月に縮める理由にはならないと思います。オンラインにするにあたって、不都合がないのであれば、6か月前からは残しておいたほうが、利便性の向上という意味においては良いと思います。

(答)

市立の同じような規模の施設は、2～3か月前となっているので、他の施設と合わせたいと考えております。

(問)

現状で、どのような不都合があるのですか。

(答) 6か月前から予約する人がいないので、現状に合わせたいと考えております。

(問) 予約を受けるのにあたって不都合がなく、利便性の向上というのであれば、受け皿は広いほうが明らかに良いはずなので、あえて縮める理由にはならないと思います。結果として、6か月前からの予約が少なくても、あえて縮めず、より有利なほうに合わせ、6か月前からにしたらどうですか。

(答) 登録団体は29歳以下の青少年団体を対象としていますが、若い人なので、長期的な自分のスケジュールが決まらない人が多く、実際には1か月前くらいの予約しかとられていないようです。あまり先の予約をしても、取消事務が煩雑になる可能性もあるので、3か月前から大丈夫だと考えています。

(問) 現状が分かりません。4～5か月前に予約した方の35%がキャンセルされ、手続きで困っている等であれば分かりませんが、不都合がなければ、受け皿を広く考える必要があると思います。

(答) 委員の御意見を受けて、再検討させていただいてもよろしいでしょうか。

教育長 ○ それでは、議案第11号については、委員の意見を踏まえ、再度検討してください。

教育長 ○ それでは、非公開案件の審議に入ります。
報告事項の1 夜間中学（中学校夜間学級）の状況について
事務局からこの件について説明してください。

(事務局) ○ （教育企画室主幹 報告事項の1について説明）
夜間中学の検討状況につきましては、これまで何度か説明させていただいたところでございますが、ある程度方針が固まっておりますので、本市での設置に向けて早急に検討を進めていきたいと考えております。

つきましては、本日、教育委員のみなさまにご報告させていただいた後、6月議会で説明したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

本件につきましては、平成28年に成立いたしました「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」に基づきまして、各県に少なくとも一つずつの夜間中学を設置し、学齢期を過ぎた方たちを中心に、あらためて教育機会を確保しようとするものでございます。これまで、西播磨地域における夜間中学の設置について、兵庫県教育委員会をはじめとして、意見交換会を開催し、協議が進められてまいりました。

あらためて簡単に、夜間中学の定義についてご説明いたします。1(1)の後段ですが、二部授業として夜間に授業を行う学級を「中学校夜間学級」といい、その学級がある中学校を「夜間中学」と呼んでおります。(2)入学対象者ですが、

義務教育未終了のまま、学齢期を過ぎた未就学者や本国において義務教育を修了していない在留外国人の方、そして近年、着目されておりますのが、不登校などの事情から、形式的に中学校を卒業したものの、実質的に十分教育を受けられないまま、学齢期を過ぎた方、また現在、不登校となっている学齢生徒でございます。(3)には、冒頭にお話しいたしました教育機会確保法の趣旨を掲載しております。

次に、2の「夜間中学の設置状況」についてでございますが、(1)全国におきましては、法施行後、各地で設置が進んでおりまして、本年4月現在で、12都府県、30市区において、36校が設置され、総勢1,729名の方が学ばれております。また、現時点では、その80%が外国籍の方でございます。(3)には、最近の状況を掲載しておりますが、徳島県と高知県に県内初の夜間中学が県立学校として今年度設置され、そして、令和4年4月開学に向けては、札幌市で市立学校の設置が進められております。(2)兵庫県内の状況でございますが、現在、神戸市に2校、尼崎市に1校、計3校の市立学校があり、計67名の方が学ばれております。

次に、3本市における夜間中学の設置、いわゆる状況でございますが、夜間中学のニーズにつきましては、なかなか学齢期も定まっておきませんので、把握しにくい現状もございますが、統計上の潜在的対象者といたしまして、(1)①にア未就学者の数や、イ在住外国人、ウ中学校における不登校生徒の数を掲載しております。不登校生徒数など、増加傾向にございますので、今後も対象となる生徒、児童の存在があると思われまます。

(2)でございますが、「夜間中学」は、兵庫県では、神戸や尼崎といった東部にはございますが、冒頭でもお話ししましたが、西部、西播磨にも夜間中学を設置できないか、兵庫県教育委員会を中心に議論が進められてまいりました。これまで、播磨圏域8市8町の教育委員会による協議や西播磨地域におけるニーズの把握、周知を目的とした「夜間中学体験会」などを開催しております。

また、今年度から、神戸と尼崎の夜間中学に、市外の住民も就学することができる制度が始まりました。これは、学校設置市と生徒の在住市との協定締結により、一定の負担金の支出を条件として、就学してもらうものですが、昨年度開催しました夜間中学体験会に参加された方から2名、実際に神戸市の夜間中学に通いたいとのご要望がありまして、現在、神戸市教育委員会との調整を進めております。

このような状況の中、(4)でございますが、このような負担金拠出による姫路市外からの広域受け入れの制度が整いつつありますことから、播磨圏域における夜間中学として、姫路市立の夜間中学を設置したいと考えております。

①開設時期は、2年後の令和5年4月、また、設置場所でございますが、これから地元説明等を進める必要があるため、この資料には記載しておりませんが、市立東小学校の空き教室を活用して、夜間中学を設置したいと考えております。

②開設までの計画でございますが、来年度後半には、生徒募集を行うこととなりますので、今年度には、学校整備や開設準備にかかる国庫補助申請、地元説明

会、来年度は、空調設置等の施設整備や教職員の確保、市民周知、生徒募集などを行っていく予定です。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(意見)

数年前の川口市での夜間中学施設見学の際、外国人が多かったです。日本語が通じない外国人は、隣の方に通訳してもらっていました。外国人の場合、言葉の問題があるので、ボランティア等を活用すると学習しやすいと思います。

(答)

外国人が入学するのは募集を始めないと分かりませんが、どのような生徒が入学するのか確認してから、具体的なクラス編成、見守り習熟度、ケアをしてくれる職員など県・市の制度があるので活用し、対応してまいります。また、ボランティアの活用も検討してまいります。

(要望)

姫路はベトナム人が多く、言葉の問題は重要なので、検討をお願いします。

(答)

言葉の課題への対応については、夜間中学にも通常の学級で活用されている県・市の制度を適用できるようにしてまいります。

(意見)

昨年の夜間中学体験会に 11 人が参加され、今年、2人が就学したいというのは良いことではありますが、圧倒的に少ないと思います。対象となる人が行きたくても行ける環境でないことは多分にあると思いますが、もう一つは夜間中学のことを知っているかどうかということもあると思います。周知活動も重要で、昨年度と同じ周知方法では駄目で、英語だけでなく、中国やベトナムなどの言語での周知や他都市も参考に、もっと周知のチャンネルの洗い出しをお願いします。

(答)

周知活動は大切だと考えています。これから県と一緒に検討委員会を立上げていきますが、夜間中学体験会に参加していただいた方、在留外国人の支援団体の方を含め、設置に向けた準備を進めていきたいと考えています。他都市からは、在留外国人が夜間中学に入学することが多いと聞いているので、そういうチャンネルと、不登校については、そういった子供が学校に参加できるのかどうかについて、丁寧な対応が必要であると思いますので、総合教育センターのチャンネルを使いながら、周知に努めてまいります。また、若い人が入学してくることも想定して、SNSの活用なども検討してまいります。

(問)

昨年の夜間中学体験会に参加した 11 人と、今年に就学希望している 2 人の分類「①未就学者、②在留外国人、③不登校既卒者、④学齢不登校者」はどれに該当しますか。

(答)

就学希望の 2 人については、不登校既卒者 1 人と在留外国人 1 人です。

- (答) 昨年の夜間中学体験会 11 人のうち 4 人は在留外国人で、11 人の年代別では、10 代 2 人、20 代 3 人、30 代 4 人、40 代 1 人、70 代 1 人となっていますが、在留外国人 4 人の年代は不明です。70 代の方は未就学者です。
- (問) 空き教室で授業をするということを念頭においていますか。
- (答) 空き教室のある別棟をフロア単位で貸し切って、教室に使用したいと考えています。なお、特別教室については共有で使用したいと考えています。
- (問) オンラインでも授業に参加出来たら、家から出られない人でも、授業を受けられるのではと思いますが、いかがですか。
- (答) 夜間中学を新たに設置するので、これからの時代に即した学校というものを考えていかないとはいけません。オンラインもそうではありますが、中学校卒業資格が得られるのは、対面が基準となっているので、これからの動向を見据えながら、そういったものを取り入れるべきであると考えています。
- (問) 入学されたら、皆さん無事に修了されているのですか。それとも、途中でやめられる方もいらっしゃるのですか。
- (答) 県内中心に、今の学校の状況を確認すると、3 年間で卒業しきれず、留年している状況があることは聞いています。仕事であったり、学びについていけない状況であったりのようなようですが、どういった形が良いのか、ゆっくり見守っていくのが良いのか、県を含めて議論してまいります。
- (要望) 先生の負担にはなりますが、学びの継続になるようお願いします。
- 教育長 ○ 他に意見等もないようですので、報告事項の 1 についてはこれで了承したいと思います。
- 教育長 ○ 以上で本日の案件は全て終了しました。
○ それでは、日程第 5 その他に入りたいと思います。
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。
- (事務局) [特になし]
- 教育長 ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

|

○ 散 会 (午後 2 時 0 4 分)